

物価高騰対応生活支援給付金を支給します

エネルギーや食料品価格等の物価高騰が続く中、物価高騰の影響を受けている市民の皆さんに対して速やかに生活や暮らしへの支援を行うため、臨時的な措置として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した物価高騰対応生活支援給付金を支給します。

給付対象者および受給権者

給付対象者 基準日(令和8年1月1日)に亀山市の住民基本台帳に記録されている人

受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 給付対象者1人につき7,000円

※基準日(令和8年1月1日)に亀山市の住民基本台帳に登録があり、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に他の居住地に避難されている人で、一定の要件を満たしている場合は、申請により本給付金を受給できる場合があります。

申請方法等

①プッシュ型給付⇒支給のお知らせを郵送します。お知らせに記載の口座に振り込むため、手続きは不要です。

対象 令和6年度住民税非課税世帯等重点支援給付金、令和6年度定額減税調整給付金、令和7年度定

額減税不足額給付金のいずれかを受給したことがある世帯主

支給時期 3月31日(火)予定

②確認書による申請⇒手続きが必要です。

対象 ①「プッシュ型給付」以外の世帯主

提出書類 ①物価高騰対応生活支援給付金支給確認書
②振込先の金融機関口座の通帳やキャッシュカードの写し
③本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し

提出方法 7月31日(金)までに市から郵送する①に必要な事項を記入の上、②および③を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

支給時期・方法 受理してから約1カ月後に振込予定(内容に不備がない場合に限る)

不明な点などは、次の窓口またはコールセンターへお問い合わせください。

問合先 【窓口】地域福祉課福祉総務グループ(あいあい) ☎84-3311

【コールセンター】 ☎0800-200-1857

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

令和8年 4月1日から **こども誰でも通園制度** が始まります!

問合先 子ども政策課保育サポートグループ(あいあい) ☎96-8822

すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するための制度です。就労要件を問わず、時間単位で保育所等を利用できます。

以下は現時点での内容です。最新情報は市ホームページをご覧ください。

対象

利用日時点で次のすべてに該当する場合

▷生後6カ月～満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)であること

▷保育所、認定こども園等に在籍していないこと

実施施設

市立第一愛護園(南崎町751)

利用時間

子ども1人につき月10時間まで

開所日および閉所時間

月曜日～金曜日 午前9時～11時、正午～午後4時(祝日・年末年始を除く)

利用料金

子ども1人1時間あたりで利用料金を設定します。



市ホームページ



こども家庭庁
ホームページ

